



羽 発 建 第 110 号

平成19年4月25日

国土交通省道路局長様

秋田県羽後町長

大 江 尚



地方の道路整備と道路特定財源に関する要望

物や人の移動のほとんどを自動車交通に頼っている地方にとって、道路は地域の産業及び経済活動や通勤通学などの日常生活を支える最も重要な生活関連社会資本であり、地域の活性化と豊かで安心して暮らせる地域社会の実現には、優先的に整備されるべきものであります。

当町では、道路整備に対する住民の要望は強いものの、整備が立ち遅れている状況にあり、雪国における生活の安定確保と地域振興を図るため、救急医療や災害対応及び冬期の道路交通対策などが緊急の課題となっています。

このため、当町及び周辺地域においては東北中央自動車道の新庄・雄勝間の予定路線から計画路線への格上げ早期実施、国道13号院内道路の早期着手による骨格道路網の整備と県道、市町村道に至る体系的なネットワークの形成が不可欠であり、今後も道路整備を進めることが最重要課題であります。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則の下に成り立っている制度であり、依然として非常に大きい道路整備の必要性に鑑み、その使途については、あくまでも道路に関する事業にあてることが適切と考えています。

よって、地方における道路整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する道路特定財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう強く要望します。